

## 総務環境常任委員会審査報告書（令和元年12月）

### （条例審査）

令和元年12月6日、午前9時00分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長並びに所管の課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和元年12月5日の本会議で当委員会に付託された、議案第68号及び議案第69号を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：瀬戸恵津子委員長、山崎政司副委員長、瀬戸顯弘委員、瀬戸伸二委員、  
児玉洋一委員、堀口恵一委員、山田陽子委員

町出席者：町長、副町長、総務防災課長、農林課長

あいさつ：瀬戸恵津子委員長・町長

はじめに、「議案第68号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、補足説明はなく、ただちに質疑に入りました。

瀬戸伸二委員 以前、会計年度任用職員は130人程度という見込みだと説明があったが、新規正規職員について、影響を及ぼすようなことになるのか。

総務防災課長 会計年度任用職員制度が新たに始まりますが、現在の臨時職員にやっていたいでいる仕事を引き続きやっていただくことを考えていますので、新規正規職に影響を及ぼす事は、想定していません。

瀬戸顯弘委員 会計年度任用職員となる保育士などの人数を教えてください。

総務防災課長 例えば、認定こども園では約25名、向原保育園ですと8名ほど。幼稚園費ですと4名ほどとなります。

全体では約120名程度となるようです。

児玉委員 現在いる人たちがそのまま移行していくという形になると思うが、

移行しないという方はいられるのか。

総務防災課長 会計年度任用職員は広く募集する必要がありますが、実際の現場を見ると人材不足で、現在の臨時職員の方がそのままスライドして会計年度任用職員として働いていただかないと、人材的に不足するということが現場の状況のようです。

児玉委員 その場合、現在の臨時職員としての金額をベースに合った形で給料表に位置づけられるということでしょうか。

総務防災課長 おっしゃるとおりです。

児玉委員 そうなると、手当といった部分で新たに支給が発生するが、今の年収よりもアップするという考え方でいいか。

総務防災課長 これは個々によって違うと思いますが、期末手当を支給するようになりました。期末手当は、6月に1.3月分。12月に1.3月分の計2.6月分になります。ただし、勤務形態などによって満額支払われない場合もあります。

児玉委員 金額の増額分についてざっくりでいいので、現状に対してどのくらいなのか教えてほしい。

総務防災課長 現時点での予算ベースですと、約1200万円です。

山田委員 フルタイムの方は常勤と同じとありますが、例えば社会保険などはどうなるのか。

総務防災課長 フルタイムの場合、1年目は社会保険に加入していただき、2年目も引き続きフルタイムで働いていただく場合は、正規職員と同様に共済組合に加入していただくようになります。

山田委員 現在、130名程度おられるということであるが、フルタイムとパートタイムの割合はどのようになっているのか。

総務防災課長 令和元年度ですと、フルタイムはいないという状況になっています。数年前には保育士でいました。

瀬戸委員長 フルタイム会計年度任用職員が2年目も働くといった場合に共済

組合に加入するということであるが、その場合、事務的な手続きなどが煩雑になり、その時に職員が必要になるとか、システムが新たに必要になるなどの経費がかかるのではないかと思うが。

総務防災課長 会計年度任用職員制度になることによる新たな経費は発生しないものと考えています。ただし、事務的に最初は混乱することは想定しています。これも職員が慣れていただければ、今のベースでできると思っておりますので、特にそのために人が必要であるとか、新たな配置が必要だとかは考えておりません。

堀口委員 フルタイム会計年度任用職員の条件がこれまでよりかなり良いと思う。フルタイム会計年度任用職員として保育士を募集するという考えはあるのか。

総務防災課長 保育士に限って言えば、現在育休を取っている保育士で来年の4月に復帰される職員が何名かいますので、令和2年度に限ると、募集する必要はないと考えています。

瀬戸顯弘委員 整理すると、今の臨時職員がそのままフルタイムになる人はおらず、ほとんどがパートタイムになるということ。そうすると今後採用するときには、フルタイムの人が出るかもしれないが、そういう人は正規職員でもよいのではないかという考え方であるわけですね。そこは分かりました。

問題は、現在の金額ベースで総額的には1200万円ほど増額になって、なおかつ今の臨時職員の方の額がダウンしないという現状であれば、少なく見積もっても山北町としては財政的には、負担が増えることになる。そうなるはどこかで整理しなければならないという問題が起こってくるのではないかと思う。そうすると、現在パートタイムでやっている仕事については、外部に委託等しなければいけないという考えももっているのか。

町 長 そういったことは考えておりません。基本的に今回の臨時職員から

会計年度任用職員になることについて、おそらく期末手当が増える分については何らかの形で調整しなければならないだろうと考えています。一方で再任用職員もあり、財政的には多少大変にはなります。それからおそらくフルタイムに関しては資格の問題があると思います。保健師、栄養士、それから保育士、さまざまな人たちがどうしても今不足がちですので、それらのためにどうしても正規職員として雇いたいが、いないという場合には、会計年度任用職員でやっていただくということが起こるのではないかというふうに思っています。

山崎副委員長 人間ですので生活していく中でいろいろと条件が変わってくると思うが、例えばフルタイム契約となっている人が期の途中でフルタイムでは勤務できないというケースになったときには、勤務形態を変更できるのか。

総務防災課長 まず雇用契約を結びますが、その契約内容を変更することは認めることを想定しています。一回契約したからそのままいくのではなく、働いていただいている方の事情を優先して変更もできようと考えています。ただし、パートタイムからフルタイムということは、町としてそれだけの仕事量が無ければ、本人がフルタイムになりたいと言っても、それは認められません。

瀬戸伸二委員 残業について聞きますが、残業は職員と同等の、つまり36協定の範囲内という形でということで考えてよろしいか。

総務防災課長 時間外勤務手当もしっかり払えるという規定になっていますので、時間外勤務が発生した場合は正規の職員と同じように、支払います。

瀬戸伸二委員 何時間という決まりがあると思うが、山北町は今、何時間となっているのか。

総務防災課長 これにつきましては、働き方改革の関係で国が進めておりまして、本町におきましては、本年3月の議会で議決をいただき、上限が月

に45時間までとなっています。

瀬戸伸二委員

休日労働はどうか。

総務防災課長

会計年度任用職員の方に休日勤務していただくということは今のところ想定していません。正規職員については、イベントなどがあるときに出ておりました、その場合は、代休になっておりますので、仮に会計年度任用職員に出ていただいた場合も代休扱いになると思います。

児玉委員

そうすると今まで臨時職員は休日労働は無かったが、今回の制度で認められるとなるので、休日労働を強要するというか、少し正規職員を休ませて、会計年度任用職員に今回は頼むということも可能となると思うが。

総務防災課長

制度としては可能ですが、それは町長が認めないと思います。

児玉委員

当町においても財政的な圧迫が相当あると思うが、今回は国から示された制度改正なので、国からの補助などの支援はあるのか。

総務防災課長

残念ですが、今のところそのようなものはありません。

堀口委員

一般的に企業では60歳定年で賃金が大きく下がったりするが、年齢については特に考慮しないということによいか。

総務防災課長

制度上、年齢が何歳までとはなっておりませんので、条例や規則でもその点について規定はしておりません。

瀬戸委員長

今までは登録すればよかった。選べるほど来ないとはいつているが、なにか基準などを何か考えているのか。

総務防災課長

地方公務員法により採用にあたって平等の原則が適用されますので、年齢や性別に関係なく市町村が広く募集することになっております。そのため、現在もお知らせ版や町のホームページで広く募集しておりますので、同じような形で募集しなければならないと考えております。

山崎副委員長

フルタイムの場合の給与の考え方について、別表第1に職務の級と

号給とあり、新規でフルタイムとして採用される場合はわかるが、今までパートタイムでキャリアのある方については、それぞれキャリアは違うと思うが、どこからスタートするということが明示されていないが、どういう考えでいるのか。

総務防災課長 新たに始まる制度ですので、今までの経験はまず見ないで、来年度から一斉にスタートということを考えています。給与の額につきましては、最低賃金を見てその額を下回らないようにということで、別表第1の級、号給にあてはめていくことを考えています。

山崎副委員長 今働いているパートタイムの方が、月額20万円もらっていると仮定した場合には、その方がフルタイムの契約になった場合には、最低でも2級の5からスタートするという認識でよいか。

総務防災課長 基本的には今もらっている額の直近上位になります。

山田委員 パートタイムの報酬について、最低賃金を下回らないということであるが、条例第17条のパートタイムの報酬額についてももう少し説明してほしい。

総務防災課長 パートタイムの時給については、給料表の額に3パーセントを加えた基準額を162.75時間で割った額になります。162.75時間というのは、1日の勤務時間7.75時間かける月21日という計算になります。

原則、この算出された額が最低賃金を下回らないようにということを考えています。

山田委員 1級と2級でだいぶ差が出てくると思うが、具体的にどのような職種が1級、2級になるのか教えてほしい。

総務防災課長 現在考えていますのは、1級については、定型的又は補助的な業務を行う職務ということで、一般事務職の方です。2級の相当の知識又は経験を必要とする職務ということで、保健師などが該当します。

山田委員 資格があるような職種の保健師や保育士などは2級ということで

よいか。

総務防災課長 保健師は2級となりますが、現状のお支払いしている賃金などからすると保育士は1級になるかと思えます。

瀬戸顯弘委員 第3条において期末手当を支給することとなっているが、期末手当を算出する基礎額とはどのように出すのか。

総務防災課長 フルタイムの場合は、給料表の月額に給料月額の地域手当3%を加えた額となります。パートタイムにつきましては、直近6か月の報酬の平均額となります。

瀬戸顯弘委員 地域手当というのは、給料に扶養手当と管理職手当を加えた額に率をかけると思うが。

総務防災課長 会計年度任用職員には、扶養手当と管理職手当は支給されないことになっています。

瀬戸顯弘委員 給料額がベースとなることでよいか。

総務防災課長 フルタイムは、そのとおりですが、パートタイムは前6か月の報酬額の平均額になります。

以上で質疑を終了し、「議案第68号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

続いて、「議案第69号 山北町森林環境譲与税基金条例の制定について」、補足説明はなく、ただちに質疑に入りました。

瀬戸顯弘委員 第3条に基金として積み立てる額は予算に定める額とするとあるが、町としての考え方は、国から入ってきた金額を使用しその残りを基金に積み立てるというものか。またはしばらくの間全く使用せずに積み立て、ある程度金額が貯まってから執行するというものか。

農林課長 今年度譲与された6,419,000円は既に9月の補正予算で認めてい

ただいています。今年度の使途は、林道等の改修や、森林組合等が一般の方と協定を結んで人家近くの森林の整備をする際に使用する土留鋼板の補助です。今年度はこれに町の単独費を加えているため、譲与額は使い切る予定ですが、執行残が出た場合には翌年度の予算で基金として積み立てるための手続きが必要となります。

山田委員 毎年使途の計画を立て、残りを基金に積み立てるということで良いか。

農林課長 既に森林の整備に使用している水源環境税もあるので、こちらとのバランスを見ながら進めていかなければならないと考えています。しばらくは林道等の補修を進めつつ、その他の使途を検討していきます。

瀬戸顯弘委員 第6条に繰り替えの運用について、山北町の基金条例を見ると必ずこの条文があるが、全体の基金の運用に関する基準があるのか。

副町長 繰り替えに関しては会計課で、しっかり対応しています。

山田委員 森林環境譲与税の使途について、例えば小学生への森林環境教育等に使用することは考えているか。

農林課長 譲与税の使途については法34条の中で定められており、その中で森林整備を担う人材の育成（森林の有する公益に関する普及啓発）とあるため、森林教育への使用は可能となると思われます。具体的には、今後の調整となります。

瀬戸委員長 法34条に定められている使途は広範であるように思われるが、今後その使途について話合う場はあるか。

町 長 今言われたことは非常に大事なことであり、カリキュラム等を含め、他市町村に負けないようなものを作りたいと考えている。最初は町内の子供たちというようになるかもしれないが、そのように特定せずとも広く山北らしいものを計画していきたいと考えている。



児玉委員 他の自治体も同じタイミングで基金条例を作成しているのか。また、  
そうでない自治体もあるのか。

農林課長 近隣では開成町が6月、松田町が8月、大井町が9月、中井町が9  
月、神奈川県においては6月に条例を策定しており、ほとんどの自  
治体が作成するものと思われます。譲与税は使途が決められていま  
すので、執行残が出た場合を考慮し基金を作ると考えられます。

以上で質疑を終了し、「議案第69号 山北町森林環境譲与税基金条例の制定につ  
いて」は、全員賛成で了承されました。

(午前10時05分終了)

以上を持ちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第68号及び議案第  
69号に係る審議結果についての報告を終了いたします。